

令和7年度 大阪府教育委員会 校内教育支援員募集案内【追加募集】

大阪府教育委員会

大阪府内（大阪市・堺市を除く。）の市町村立小学校・中学校及び義務教育学校に関わる校内教育支援員を募集します。

1 応募資格

応募資格は、次の要件をすべて満たす者に限ります。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条(次頁参照)の各号に該当しない者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)に該当しない者
- (3) 校内教育支援員として職務を遂行するために必要な熱意、見識を有する者

2 勤務場所

北河内地区(大東市)の市町村立小中学校及び義務教育学校

3 職務内容

- (1) 不登校等の児童生徒への学習等の支援
- (2) 教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家、市町村教育支援センター等関係諸機関との連携
- (3) 府教育委員会主催の研修会等への参加
- (4) その他事業実施に当たり学校長が必要とする職務

4 採用予定者数

小中学校合わせて1名

5 応募の手続き

持参受付は行いませんので、**必ず郵送(簡易書留)で申し込んでください。**

(1)あて先	〒540-8571 大阪府中央区大手前3丁目2番12号 府庁別館5階 大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 生徒指導グループ
(2)受付期間	令和7年8月25日(月)から令和7年12月31日(水)まで 〔令和7年12月31日(水)の当日消印有効(日本国内の郵送に限る)〕 ※応募があり次第、随時、選考を実施します。 採用者決定次第、募集案内の受付を終了します。
(3)申込方法	長形3号封筒(12cm×23.5cm)の表側に「校内教育支援員応募」と朱書きし、「(4)提出書類」を同封の上、 必ず「簡易書留」により郵送 してください。
(4)提出書類	① 「令和7年度大阪府教育委員会校内教育支援員応募用紙」 ② 自己PRシート

6 選考日程等

- (1) 日時・会場については、**応募があり次第、随時通知**します。
- (2) 選考方法
個人面接(1人10分程度)
- (3) 選考基準(主な評価の観点)
 - ・ 不登校等児童生徒について理解し、個々の状況に寄り添った支援を行うことができる。
 - ・ 教職員、スクールカウンセラー等専門家と連携し、学校の課題の状況に応じて、柔軟に教育活動を展開できる。
 - ・ 幅広い識見を持ち主体的に活動を行うことができる。
 - ・ 教職員と良好なコミュニケーションを図り、学校組織を意識した援助を行うことができる。

7 選考結果の通知

選考実施後 2 週間以内をめどに、受験者に対し結果通知書を郵送にて発送します。

なお、電話での可否に関する問合せにはお答えできません。

8 任用までの手続き

- (1) 選考の結果、合格者を採用候補者名簿に登載します。

なお、採用候補者名簿に登載された場合であっても、欠員の状況等により任用されないことがあります。また、この名簿の有効期間は、令和 8 年 3 月 31 日までです。

- (2) 採用候補者名簿に登載直後より校内教育支援員として任用する方に対しては別途連絡します。

9 身分等

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる会計年度任用職員とする。

- (2) 職名は、大阪府教育委員会校内教育支援員とする。

※ 勤務条件等については、別紙を参照してください。

10 注意事項

- (1) 応募用紙等に虚偽の記載があった場合は、全て無効となります。また、採用候補者名簿に登載後、非違行為その他採用することが適当でないと認められる事由が判明した場合は、登載を取り消すことがあります。

- (2) 採用選考にあたっては、あらかじめ「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第 15 条第 1 項のデータベースを活用します。

- (3) 提出書類等は、返却いたしません。

- (4) 原則として、選考日時の変更には応じません。

- (5) 公共交通機関の遅れが生じた場合、遅延証明を提示することで選考日時の変更を認める場合があります。

- (6) 選考会場への問合せは厳禁とします。

参考

地方公務員法第 16 条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注 地方公務員法第 16 条第 1 号について、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（①拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間にある者 ②拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た時から、罰金以上の刑に処されることなく 10 年を経過するまでの間の期間にある者も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

《問合せ先》

大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課 生徒指導グループ

電話番号 06-6944-3823